

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	土地等の集約化のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	所得税:外、法人税:義 個人住民税:外、法人住民税:義
		② 上記以外の税目	登録免許税、都市計画税・固定資産税、不動産取得税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 —	
		《要望の内容》 複数の空き地等を集約し、その価値を向上することで、民間による活用を促進するため、帰還環境整備推進法人が土地等を取得した場合において、1,500万円の特別控除制度等を適用する。	
		《関係条項》 租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75、第31条の2、第62条の3、第68条の68 地方税法附則第34条の2	
5	担当部局	復興庁 原子力災害復興班	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日)	
7	創設年度及び改正経緯	—	
8	適用又は延長期間	3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 原子力災害により、かつて避難指示が出されていた区域(以下「避難指示解除区域」という。)や、現在整備が進む特定復興再生拠点区域等において、空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を図り、もって原子力災害により避難した住民の帰還を推進する。 《政策目的の根拠》 ○原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する (3) 避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実 ② 帰還する方々への生活環境整備及び当面帰還できない方々への支援 ○福島復興再生基本方針 第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生 第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項 1 避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方 5 帰還環境整備推進法人の帰還環境整備事業への参画

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	復興庁政策評価体系(※平成30年度復興庁政策評価実施計画の別紙)施策(3)原子力災害からの復興に係る施策の推進
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の対象となる公共施設が整備される件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡しようとするインセンティブが働き、その促進が図られることで、居住環境の向上、都市機能の維持増進等の生活環境の整備が図られる。</p>
10	有効性等	①: 適用数	平成31年度:4件 平成32年度:4件 平成33年度:4件
		②: 適用額	平成31年度:20百万円 平成32年度:20百万円 平成33年度:20百万円
		③: 減収額	平成31年度:1.2百万円 平成32年度:1.2百万円 平成33年度:1.2百万円
		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 —</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 複数の空き地等が集約し、その価値を向上することにより、土地等の取引が活発化し、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備が実現する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本特例措置が新設されなかった場合、土地等を譲渡しようとするインセンティブが働かず、土地等の取得に係る交渉に時間を要することとなることから、住環境の向上、都市機能の維持増進等の生活環境の整備が大幅に遅れるおそれがある。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	帰還環境整備推進法人制度と類似する制度である、都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人制度においても同様の租税特別措置が講じられており、効率的かつ円滑な土地等の取得を可能とするためには、租税特別措置を講ずることが妥当である。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、一般の住民や民間事業者等に対して帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡するインセンティブを与えることにより、空き地・空き家等に係る取引を促進しようとするものであり、租税特別措置を講ずることが妥当である。

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算措置は、住民の帰還に向けて、公共施設の整備促進、居住環境の改善等のための支援措置等を通じて、主に市町村によるまちづくりの取組を促進しようとするものである。一方、本措置は、一般の住民や民間事業者等に対して帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡するインセンティブを与えることにより、空き地・空き家等に係る取引を促進しようとするものである。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—